

山梨県公報

号外第十七号

平成二十六年

三月十九日

水曜日

目次

公安委員会

- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則……………四

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十九日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第十五号中「生活安全部地域課」を「生活安全部通信指令課」に改める。

第九条中「少年課」を「少年・女性安全対策課」に、「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改める。

第十条を次のように改める。

(生活安全企画課)

第十条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。

二 犯罪の予防一般に関すること。

三 酩酊者、行方不明者等の保護に関すること。

四 質屋及び古物営業の許可等に関すること。

五 警備業に関すること。

六 探偵業に関すること。

七 風俗営業等の許可等に関すること。

八 銃砲刀剣類及び火薬類の許可に関すること。

九 射撃場及び射撃指導員並びに銃砲保管業者の指導に関すること。

十 核燃料物質等の運搬届出の指導等に関すること。

十一 防犯関係機関・団体との連絡調整に関すること。

十二 保安関係機関・団体との連絡調整に関すること。

十三 部の事務の総合調整に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

第十条の二第二項中「第九号」を「第十一号」に改める。

第十条の三を次のように改める。

(許認可管理室)

第十条の三 生活安全企画課に許認可管理室を附置する。

2 許認可管理室においては、第十条第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。

第十一条の四を次のように改める。

(少年・女性安全対策課)

第十一条の四 少年・女性安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 少年の非行の防止に関する企画及び対策に関すること。

二 少年関係機関・団体との連絡調整に関すること。

三 少年に関する暴力団の影響の排除に関すること。

四 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の取締り等及び保護対策に関すること。

五 子供及び女性を対象とする性犯罪等の予防活動に関すること。

六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

七 少年相談に関すること。

八 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害の保護に関すること。

九 少年の補導に関すること。

十 少年の有害環境の浄化に関すること。

第十一条の五第一項中「少年課」を「少年・女性安全対策課」に改め、同条第二項中「第二号から第四号まで」を「第七号から第九号まで」に改める。

第十一条の六を次のように改める。

(生活安全捜査課)

第十一条の六 生活安全捜査課においては、次の事務をつかさどる。

一 風俗営業等の取締りに関すること。

二 売春その他風俗関係事犯の取締りに関すること。

三 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
 四 サイバー犯罪に関すること。
 五 銃砲刀剣類及び火薬類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

六 生活経済関係事犯の取締りに関すること。
 七 保健衛生及び環境関係事犯の取締りに関すること。

八 質屋及び古物営業の取締りに関すること。
 九 非行少年に係る事件の捜査又は調査に関すること。

十 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
 十一 少年の有害環境の取締りに関すること。

十二 部内の他の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。
 第十三条の七を削り、第十一条の八を第十一条の七とする。

第十三条の五を第十三条の六とし、第十三条の四を第十三条の五とし、第十三条の三を第十三条の四とする。

第十三条の二の見出し及び同条第一項中「犯罪捜査支援室」を「犯罪捜査指導支援室」に改め、同条第二項中「犯罪捜査支援室」を「犯罪捜査指導支援室」に、「前条」を「第十三条」に改め、同条を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（検視指導室）

第十三条の二 捜査第一課に検視指導室を附置する。

2 検視指導室においては、前条第三号に掲げる事務をつかさどる。

第十七条の四第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 管轄する道路の交通安全施設及び安全管理に関すること。

第十九条の三の見出し及び同条第一項中「災害対策室」を「危機管理室」に改め、同条第二項中「災害対策室」を「危機管理室」に、「前条第三号及び第五号に掲げる事務」を「前条に掲げる事務（第四号を除く。）」に改める。

第二十一条の二第二項中「総括」を「統括」に改める。

第二十一条の三第一項中「及び参事」を「、次長及び参事」に、「参事には」を「次長及び参事には」に改め、同条第二項中「参事官」の次に「、次長」を加え、「総括」を「統括」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（総合交通センター長）

第二十一条の四 交通部に総合交通センター長を置き、参事官又は次長をもって充てる。

2 総合交通センター長は、本部長及び部長の命を受けて、運転免許課の事務及び総合交通センターにおける交通安全教育に関する事務を統括し、職員を指揮監督する。

第二十二條第一項中「子どもと女性の安全を守る対策室」を「許認可管理室」に、「サイバー犯罪対策室、犯罪捜査支援室」を「検視指導室、犯罪捜査指導支援室」に、「災害対策室」を「危機管理室」に改める。
 第二十二條の二第一項中「警視の階級にある警察官」の次に「又はこれに相当する職員」を加える。

第二十三條の二第一項中「子どもと女性の安全を守る対策室」を「許認可管理室」に、「サイバー犯罪対策室、犯罪捜査支援室」を「検視指導室、犯罪捜査指導支援室」に、「災害対策室」を「危機管理室」に改める。

第二十五條第二項中「課」を「所屬」に改める。
 第二十七條第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 初任科生の配置先に関すること。
 第三十七條第二項中「五九二人」を「五九〇人」に、「一九一人」を「一九六人」に、「七八三人」を「七八六人」に、「一、〇六七人」を「一、〇六九人」に、「一〇五人」を「一〇〇人」に、「一、一七一人」を「一、一六九人」に改める。

別表第一會計の部を次のように改める。

會計		庶務	
室	出納	出納第一	
	予算	出納第二	
庁舎整備	管財	管財	
	管繕	調度	
監査室	監査	監査	

別表第一生活安全企画の部を次のように改める。

生活安全企画		企画調整	
生活安全対策室	生活安全対策	企画調整	庶務
		生活安全	犯罪抑止

許認可管理 理室	許認可管理	生活安全営業 保安
-------------	-------	--------------

別表第一 少年の部及び生活環境の部を次のように改める。

少年・女性 安全対策	企画・指導	庶務	少年・女性安全 対策	子どもと女性の 安全を守る対策	少年サポ ートセン ター	所長補佐	生活安全捜 査	企画・指導	庶務	生活安全捜査第 一	生活安全捜査第 二	生活安全捜査第 三	生活安全捜査第 四	生活安全捜査第 五	生活安全捜査第 六	生活安全捜査第 七	サイバー犯罪対 策
	企画・指導	企画・指導		V対策		少年相談		少年補導	企画・指導	企画・指導	生活安全捜査第 一	生活安全捜査第 二	生活安全捜査第 三	生活安全捜査第 四	生活安全捜査第 五	生活安全捜査第 六	生活安全捜査第 七

別表第一 捜査第一の部を次のように改める。

捜査第一	企画調整	強行犯第一	強行犯第二	強行犯第三	強行犯第四	特命	特命第一	特命第二	特殊事件捜査	科学捜査	盗犯	盗犯第一	盗犯第二	検視第一	検視第二	検視第三	指導	支援	犯罪捜査 指導支援 室
	庶務・企画	強行犯第一	強行犯第二	強行犯第三	強行犯第四	特命第一	特命第二	特殊事件捜査	科学捜査	盗犯第一	盗犯第二	盗犯第三	検視第一	検視第二	検視第三	手配・共助	広域捜査 指導	公判対応	犯罪統計

別表第一 組織犯罪対策の部企画・暴排の項中

暴力団排除

を

暴力団排
通訳

除

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則（昭和四十一年山梨県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「および」を「及び」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第四条第一項中「審査するとともに、銃砲の所持許可証または登録証の提示を受け、譲受けようとする火薬類が当該銃砲に適合するかどうかを、また譲受けの目的が銃猟であるときは、狩猟免状または鳥獣捕獲許可証の提示を受け、理化学上の実験等の用に供するためであるときは使用計画書についてそれぞれ確認し、その譲受けの目的が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞がないと認めるときは」を「審査し、その譲受けの目的が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、警察本部生活安全全部生活安全企画課長から整理番号の付与を受け、許可申請書の「整理番号」欄に記載した上に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合における許可数量は、申請1件について次のとおりとする。ただし、特別の理由により公安委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

一 実包又は空砲 八百個以下

二 銃用雷管 二千個以下

三 無煙火薬又は黒色猟用火薬 五キログラム以下

第六条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に、「第一号様式の不許可処分通知書」を「猟銃用火薬類等の譲渡（受）、消費不許可処分・許可の取消し通知書（第一号様式。以下「通知書」という。）」に、「第二号様式により、速やかに、警察本部生活安全全部生活環境課（次条において）を「猟銃用火薬類等の譲渡（受）、消費不許可処分・許可の取消しについて（第二号様式）により速やかに警察本部生活安全全部生活安全企画課（以下）に改める。

第七条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「および」を「及び」に、「引渡しまたは爆発、燃焼前」を「引渡し、爆発又は燃焼前」に改め、同条第二項中「第一号様式の許可の取消し」を削り、「第二号様式により、速やかに、」を「第二号様式により速やかに」に改める。

第九条中「第三号様式の許可証等受払簿に所定事項を記載の上、あらかじめ配布する」を「あらかじめ配布するものとし、署長は、許可証等受払簿（第三号様式）を備え付ける」に改める。

第十条の見出しを「（申請書の送付）」に改め、同条中「、ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に、「その種別ごとに当該月分を一括整理し、翌月十日までに第四号様式の報告書に添付して報告」を「速やかに主管課に送付」に改める。

第十一条の見出し中「備付および」を「備付け及び」に改め、同条中「および」を「及び」に、「一部」を「1部」に改める。

第十二条を削る。

第一号様式中「（第六条・第七条関係）」を「（第六条関係）」に改める。
第四号様式を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番